

# 東員町太陽光発電設備等設置費補助金 Q & A

令和8年6月5日更新

## 目次

Q 1	いつ設置した（設置する）太陽光発電設備が対象となりますか	2
Q 2	既設住宅への設置は対象となりますか	2
Q 3	カーポートや倉庫の屋根への設置は対象となりますか	2
Q 4	野立ての太陽光発電設備は対象となりますか	2
Q 5	建売住宅への設置は対象となりますか	2
Q 6	買替の場合も対象となりますか	2
Q 7	増設の場合も対象となりますか	2
Q 8	母屋（親が居住）と離れ（子が居住）はそれぞれ補助されますか	2
Q 9	住宅用として店舗併用住宅へ設置する設備も補助されますか	2
Q10	15.5 万円/kWh を超える蓄電池は対象となりますか	3
Q11	蓄電池の価格に間接工事費は含まれますか	3
Q12	事業着手日はいつですか	3
Q13	事業完了日はいつですか	3
Q14	太陽光発電設備等の能力の小数点以下の処理はどうなりますか	3
Q15	太陽光発電設備の能力値がパネルとパワコンで異なる場合はどうなりますか	3
Q16	価格が 72.5 万円（5 kWh）の蓄電池の補助額の計算はどうなりますか	3
Q17	価格が 98.5 万円（5 kWh）の蓄電池の補助額の計算はどうなりますか	3
Q18	価格が 185 万円（12kWh）の蓄電池の補助額の計算はどうなりますか	4
Q19	電力の消費量計画書はどのように試算すればいいですか	4
Q20	国の他の補助金等と併用することは可能ですか	4
Q21	FIT を利用せず売電できる業者はどこですか	4
Q22	実績報告書に保証書や取扱説明書を添付する理由は何ですか	4
Q23	設備の「商用化され、導入実績があるもの」はどのように確認するのですか	4
Q24	ハイブリッド蓄電池の価格は、太陽光のパワコンを含めた価格にするべきですか	4
Q25	蓄電池が別補助を受ける場合、太陽光発電設備を対象にできますか	4
Q26	太陽光発電設備設置によりどの程度の CO <sub>2</sub> が削減されるのですか	4
Q27	蓄電池の能力は定格容量と実効容量のどちらを使うのですか	5
Q28	リチウムイオン蓄電池の JIS 対応の確認が困難なものはどうすればいいですか	5
Q29	太陽光発電設備の価格が 7 万円/kW を下回る場合はどうなりますか	5
Q30	太陽光発電設備を増設した場合の自家消費の考え方はどうですか	5
Q31	ポータブル蓄電池は補助対象となりますか	5
Q32	申請時に複数見積は必要ですか	5
Q33	ローンで支払う場合等で領収書が出ない場合は何か他の書類で代替できますか	5

**Q 1 いつ設置した（設置する）太陽光発電設備が対象となりますか**

- 町が交付決定した日以降に設置事業に着手した太陽光発電設備が対象となります。一般的に着手日は、太陽光発電設備設置に関する工事等の契約をした日となります。  
東員町では、環境省の原則及び三重県要綱により、補助の対象は交付決定後のみです。

**Q 2 既設住宅への設置は対象となりますか**

- 対象となります。

**Q 3 カーポートや倉庫の屋根への設置は対象となりますか**

- 「自ら居住する住宅」の敷地内に設置するものであれば対象となります。ただし、発電した電力量の30%以上を住宅の敷地内で自家消費しなければなりません。

**Q 4 野立ての太陽光発電設備は対象となりますか**

- 対象外となります。

**Q 5 建売住宅への設置は対象となりますか**

- 対象となりますが、次の要件があります。  
設置者（購入者）が住民（申請者）であること（PPAは対象外です）  
中古設備でないこと（目安として、建売住宅が売りに出されてからおおよそ1年以内とします。）  
○太陽光発電設備付きの建売住宅を購入する契約の日が事業着手日となります。  
○太陽光発電設備等の設置に係る費用が明確に分かる資料も必要となりますのでご注意ください。  
※他の工事の費用との区分ができないものについては対象外です。

**Q 6 買替の場合も対象となりますか**

- 対象となりますが、「買替前と比較して発電容量が増加するなどCO<sub>2</sub>削減効果があること」「法定耐用年数期間を満了していること」「FIT認定を受けている場所でないこと（卒FITでないこと）」「架台等については、引き続き使用できるかどうかの検討を行うこと」等の要件があります。  
※本補助金を活用して設置した設備の買替は対象外です。  
※太陽光発電設備のパワコンのみの買替えなど、設備の一部のみの買替は対象外です。

**Q 7 増設の場合も対象となりますか**

- 対象とすることはできますが、増設した設備で発電した電力の30%以上を自家消費することが必要です。  
※本補助金を活用して設置した設備のある住宅への増設は対象外です。

**Q 8 母屋（親が居住）と離れ（子が居住）はそれぞれ補助されますか**

- 1つの住宅に1回の補助となります。  
○母屋と表現されている建築物と離れと表現している建築物が、用途上不可分である場合は、1つの住宅と判断し、どちらか1回の補助となります。  
○なお、1筆に2つの建築物がある場合でも、2つの建築物が用途上可分である場合も多く、この場合はそれぞれ1つの住宅として扱い、それぞれに補助されます。

**Q 9 住宅用として店舗併用住宅へ設置する設備も補助されますか**

- 以下の全ての条件を満たし、住宅部分に自ら定住していれば可能です。  
・併用住宅の屋根に住民の立場で全ての費用を負担して太陽光発電設備を設置  
・発電した電力の30%以上を家庭用の電力として自家消費  
・残りの電力を店舗で消費（又は電力会社へ売電等）  
【注】あくまで「住民」を対象とした補助金であり「事業者（店舗等）が負担した費用」は補助対象となりません。

**Q10 15.5万円/kWhを超える蓄電池は対象となりますか**

- 条件付きで対象となります。
- 国の要領が、「15.5万円/kWh（工事費込み・税抜き）価格以下の蓄電システムであること。」から「12.5万円/kWh以下（工事費込み・税抜き）の蓄電システムとなるよう努めること。」に改正され、15.5万円/kWh（工事費込み・税抜き）以上の蓄電システムも条件を満たせば補助の対象に認められるようになりました。
- その条件とは、複数者から見積りを取得する、または複数の販売事業者に対して12.5万円/kWh（工事費込み・税抜き）以下となる蓄電システムの調達可否の確認を行い、この確認を行ったことが分かる書類を提出することです。
- なお、交付率の上限15.5万円/kWhを超えているため、交付率は $15.5 \text{万円/kWh} \times 1/3$ を適用します。

**Q11 蓄電池の価格に間接工事費は含まれますか**

- 含まれます。

**Q12 事業着手日はいつですか**

- 一般的には、太陽光発電設備等設置に関する工事の契約をした日が事業の開始日（着手）となります。
- ※太陽光発電設備付きの建売住宅を購入する場合も、契約日が事業着手となります。

**Q13 事業完了日はいつですか**

- 設置者が太陽光発電設備等の引き渡しを受け、対象設備の工事代金等の支払いが済んだ時点をもって事業の完了とみなします。
- また、原則として売電契約が締結され、系統に対し電力の供給ができる状態であることが必要です。なお、電力会社に連系手続きの申し込みをしたうえで、連系手続きに時間を要することを電力会社との協議資料などで確認できる場合はこの限りではありません。

**Q14 太陽光発電設備等の能力の小数点以下の処理はどうなりますか**

- 小数点以下を切捨て処理してください。

**Q15 太陽光発電設備の能力値がパネルとパワーコンディショナーで異なる場合はどうなりますか**

- パネル（モジュール）とパワーコンディショナー（パワコン）の低いほうの数値を採用してください。
- 「パネル（モジュール）のみ」又は「パワーコンディショナーのみ」設置をする場合は補助の対象外です。
  - 【例】過積載を目的としてパネルのみ増設
  - 【例】故障により、どちらか一方のみ買替え

**Q16 価格が72.5万円（5kWh）の蓄電池の補助額の計算はどうなりますか**

- $72.5 \text{万円} \div 5 \text{kWh} = 14.5 \text{万円/kWh}$ （交付率上限15.5万円/kWh以下）  
 $72.5 \text{万円} \times 1/3 = 24.166666 \dots \Rightarrow 24.1 \text{万円}$ となります。
- ※必ずしも計算の途中で端数処理する必要はありませんが、計算の途中で端数処理する場合は切捨て処理を行ってください。

**Q17 価格が98.5万円（5kWh）の蓄電池の補助額の計算はどうなりますか**

- $98.5 \text{万円} \div 5 \text{kWh} = 19.7 \text{万円/kWh}$ （交付率上限15.5万円/kWhを超える）  
 $15.5 \text{万円/kWh} \times 5 \text{kWh} \times 1/3 = 25.833333 \dots \Rightarrow 25.8 \text{万円}$ となります。
- ※必ずしも計算の途中で端数処理する必要はありませんが、計算の途中で端数処理する場合は切捨て処理を行ってください。

**Q18 価格が185万円（12kWh）の蓄電池の補助額の計算はどうなりますか**

○185万円÷12kWh=15.4万円/kWh（交付率上限15.5万円/kWh以下）

185万円×1/3×10kWh/12kWh=51.38・・・⇒51.3万円となります

※必ずしも計算の途中で端数処理する必要はありませんが、計算の途中で端数処理する場合は切捨て処理を行ってください。

**Q19 電力の消費量計画書はどのように試算すればいいですか**

○申請時に提出いただく「電力の消費量計画書」は、販売店等にご相談ください。

**【参考】**

・京セラのホームページで簡易シミュレーションができます。

<https://www.kyocera.co.jp/solar/personal/simulation/>

**Q20 国の他の補助金等と併用することは可能ですか**

○同一の交付対象設備に対して補助を併用することはできません。DR補助金との併用もできません。

**Q21 FITを利用せず売電できる業者はどこですか**

○中部電力ミライズの場合

<https://miraiz.chuden.co.jp/relevant/electric-shop/contractor/reports/index.html>

ページの、再生可能エネルギー関連申込書類の中に「固定価格買取制度以外での電力販売申込（非FIT買取）」の案内があります。

**【注】** 買取対象者は営業エリア内の方に限るなど一定の条件が付くことがあります。

**【注】** 本Q&A記載以外の事業者について、購入窓口をご存じの場合は情報提供をお願いします。

**Q22 実績報告書に保証書や取扱説明書を添付する理由は何ですか**

○保証書により、仕様を満たしている（中古設備でない）ことを確認する必要があると考えます。なお、仕様を満たしている（中古設備でない）ことが確認できる別資料があるのであれば、保証書の添付は省略できます。（申請時に提出してもらうカタログ等で必要事項が確認できれば省略可）。

○提出する書類について、仕様を満たしていることが確認できるページのみを抜粋して下さい。

**Q23 設備の「商用化され、導入実績があるもの」はどのように確認するのですか**

○ホームページやカタログなどで、市場で販売されていることを確認することにより「商用化され導入実績があるもの」と判断します。

**Q24 ハイブリッド蓄電池の価格は、太陽光のパワコンを含めた価格にするべきですか**

○ハイブリッド蓄電池は太陽光発電設備のパワコンと蓄電池が一体となったもので、蓄電池として販売されているため、パワコンも蓄電池の価格とみなしてください。

○トライブリッド蓄電池（太陽光発電+蓄電池+EV充放電システムなど）付帯のパワコンについては、15.5万円/kWhの制限価格の見直し、国の他の補助事業、メーカー及び他自治体の動向より令和7年度から補助の対象とします。

**Q25 蓄電池が別補助を受ける場合、太陽光発電設備を対象にできますか**

○蓄電池は国等から別の補助金を受け、太陽光発電設備は国等の補助金を受けていない場合は、太陽光発電設備のみを本補助金の対象とすることができます。

**Q26 太陽光発電設備設置によりどの程度のCO<sub>2</sub>が削減されるのですか**

○クール・ネット東京（東京都地球温暖化防止活動推進センター）のホームページに参考となる記述があります。

<https://www.tokyo-co2down.jp/re-energy/efforts-renewable/taiyoko-system>

・3kWの太陽光発電設備 → 1,950kg/年のCO<sub>2</sub>削減

**Q27 蓄電池の能力は定格容量と実効容量のどちらを使うのですか**

- 補助金算定の際は原則としてカタログ記載の定格容量の数値を用いてください。
- 定格容量がカタログ等に記載されておらず不明な場合は、「蓄電容量（単電池の定格容量（Ah）、単電池の公称電圧（V）および使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値（Ah・V=Wh））（小数点第2位以下切捨）」を用いることも可とします。
  - ・メーカー等に問い合わせる等して得た定格容量の数値がある場合は、その値を使っていただいて構いません。
  - ・メーカーへの問い合わせは必須ではありません（カタログやホームページに定格容量の記載が見当たらない場合は、蓄電容量を用いて構いません）。

〔参考1〕

定格容量：蓄電池に蓄えることができる電気の量

実効容量：蓄電池に蓄えた電気のうち、実際に使用できる量

〔参考2〕

蓄電容量（小数点第2位以下切捨）：SII 登録製品はホームページで検索可能です

<https://sii.or.jp/zeh/battery/search/device>

**Q28 リチウムイオン蓄電池の JIS 対応の確認が困難なものはどうすればいいですか**

- 国要領に定めのある、リチウムイオン電池の交付要件 j (a) 及び k (a) に記載のある JIS 準拠の条件について確認が困難な場合は、SII にて認証を受けている蓄電池については安全基準が担保できるもの（交付要件を満たすもの）と判断して差し支えありません。

<https://sii.or.jp/zeh/battery/search/device>

**Q29 太陽光発電設備の価格が7万円/kWを下回る場合はどうなりますか**

- 実際の価格（工事費込み・税抜き）が対象となります。

**Q30 太陽光発電設備を増設した場合の自家消費の考え方はどうですか**

- 既存設備と別系統に接続した場合は「増設設備での発電量」の30%以上を自家消費してください。
- 既存設備と同一系統に接続した場合は「既存設備での発電量+増設設備での発電量」の30%以上を自家消費してください。

【注】同一系統に接続した場合は既存設備も非FIT（卒FIT等）であることが前提です。

**Q31 ポータブル蓄電池は補助対象となりますか**

- 定置用であることが補助対象設備の条件としています。また、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であることが条件であるため、系統連系タイプであることが必要です（供給先が100VコンセントやUSBのみでないこと）。

**Q32 申請時に複数見積りは必要ですか**

- 複数見積りを取り、適切な設備価格で補助金申請をしてもらうことを想定しています。

複数取れないやむを得ない理由があれば、1者見積もりでも申請を受け付けることを想定しています。

- 国の要領の改正により令和7年度から蓄電池の価格は12.5万円/kWh以下（工事費込み・税抜き）となるよう努めなければならず、複数者から見積りを取得するなどの対応が必要になりますのでご注意ください。

**Q33 ローンで支払う場合等で領収書が出ない場合は何か他の書類で代替できますか**

- 領収書の添付は必須です。ローン計画書等では代替できません。